

平成16年(行ウ)第20号 ハッ場ダム費用差止等請求事件

原告 柏村忠志 外20名

被告 茨城県知事 外1名

文書送付囑託申立書に対する意見書

平成19年6月22日

水戸地方裁判所民事第2部 御中

被告兩名訴訟代理人弁護士

伴 義 聖



被告茨城県知事指定代理人

長谷川 浩



緑川 仁



横田 喜一郎



芝沼 清隆



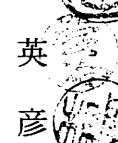
富田 佳之



白田 良夫



菅谷 昌英



関根 仁彦



谷沢 肇



佐竹 義人

被告茨城県公営企業管理者指定代理人

蓼沼 秋男

窪木 達也

岡本 茂晃

川又 敬之

- 1 -

平成19年（2007年）4月23日付けで原告らから提出のあった文書送付嘱託申立書（以下「申立書」という。）に対し、下記のとおり意見上申する。

## 記

### 第1 上申の趣旨

原告らの申立ては、その必要性を欠くものであるから、これを却下すべきである。

### 第2 上申の理由

1 原告らは、八ッ場ダム建設事業に関する国土交通大臣の茨城県に対する治水に係る地方負担金の納付の通知等は違法無効である（予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵が存する）として、被告らの準備書面（6）の3（6頁）に掲げた①ないし③の違法事由を挙げている。そして、①の違法事由（八ッ場ダム建設事業による茨城県を含む関係都県の治水上の利益はない旨）に関し、八斗島基準地点における基本高水（河川流域に降った計画上想定している規模の降雨がそのまま河川に流れた場合の河川流量）のピーク流量の毎秒2万2,000 m<sup>3</sup>は科学的根拠に乏しく極めて過大で（被告らの準備書面（9）第2の1〔4・5頁〕、原告らの第2準備書面第5〔39～59頁〕）、同地点における基本高水のピーク流量は毎秒1万6,000 m<sup>3</sup>にもならず、国の治水計画どおりに河川改修が進められれば、毎秒1万6,000 m<sup>3</sup>は河道の流下能力の範囲内といえるから、新たに八ッ場ダムを作る必要性は無いとし、それを主張立証するために、国土交通省関東地方整備局が所持しているとして申立書記載の文書の送付を求めているものと考えられる。

2 原告らが申し立てている文書が本件における原告ら主張の違法事由の立証とどのように結びつくか必ずしも明らかでないが、これまでの主張からすると、治水上八ッ場ダムを新たに作る必要性はないから、その建設のための地方負担金の国庫への納付は、地方財政法4条1項に違反する違法なものであるということにあると思われる。

しかし、仮に原告ら主張のとおりとしても、本件での地方負担金の国庫への

納付が、地方財政法4条1項に反して違法になるということはおよそあり得ないのみか（被告らの準備書面（6）の12頁，同（5）の19～23頁），仮に基本高水のピーク流量を過大に設定し，治水上より安全側に立ってダム建設が必要であると判断したからといって，国土交通大臣の治水に係る地方負担金の納付の通知等が違法無効となるものではなく（例えば，予測交通量を上回る幅員の道路の建設を計画したからといって，直ちに当該計画が違法無効となるものではない。），したがって，原告ら申立てに係る文書の送付を求め，これにより原告ら主張の上記事実を立証したとしても，本件における茨城県の治水に係る地方負担金の支出（公金の支出）の適法性を左右するものではなく，もとより無効事由に当たることはおよそあり得ない。

したがって，送付囑託をする必要性は，本件の審理にとって皆無である。

- 3 また，本件は，被告らの準備書面（9）（2頁）等で繰り返し述べたとおり，地方公共団体の治水及び利水に関する政策判断とその事務執行を問題としているものであり，これらは住民から選挙された長，議会議員による間接民主制の下で決定されるものである。これを補完するための直接参政制度としては，地方自治法は事務監査請求を予定しているが（同法75条），本請求は，このような政策の問題を住民1人でも可能な住民監査請求・住民訴訟の財務会計行為の俎上に無理矢理乗せようとするものであり，そのため，原告らが申立書記載の資料で立証しようとしている事実は，財務会計法規上の義務に関するものではなく，国（国土交通大臣）の実施する八ッ場ダム建設事業の治水計画の基本となる八斗島基準地点での基本高水のピーク流量という政策判断の基礎となるもの（非財務会計事項）でしかない。

この点からも，本件文書送付囑託の必要性はない。

- 4 なお，原告らは，申立書（第4の2）のほか，原告らの第9準備書面第2の2（5～8頁）でも述べているが，関東地方整備局が平成17年3月に公表した「利根川水系利根川浸水想定区域図」に関連して同局から取得した資料に基づいて，以下のとおり主張しているようである。

被告らの準備書面（９）（６頁）において「昭和２２年以降の上流部の河川改修・開発等による流出増があるため、カスリーン台風が再来し、上流にダムがないという条件で流出量について検討を加えると、八斗島地点における基本高水のピーク流量は、毎秒２万２、０００ $\text{m}^3$ となる」と主張したことから、原告らは、国土交通省の基本高水のピーク流量の算出において、「カスリーン台風時の利根川上流域での出水は毎秒２万２、０００ $\text{m}^3$ 相当の流量であったが、上流域での氾濫があったため、八斗島地点での河道での洪水流量は１万７、０００ $\text{m}^3$ （国の推定値）に止まり、利根川上流域で毎秒５、０００ $\text{m}^3$ の氾濫があった」と自ら想定し、その後の利根川上流域での河道整備等により利根川上流域の氾濫流量が減少したため、現時点では、６ダムでの洪水調節がないとすれば、八斗島地点では毎秒２万２、０００ $\text{m}^3$ が流下するはずであり、「利根川水系利根川浸水想定区域図」の資料では、八斗島基準地点における洪水ピーク流量は毎秒１万６、７５０ $\text{m}^3$ とされ、また、既設６ダムの洪水調節量は毎秒１、７４９ $\text{m}^3$ とされていることから、利根川上流域には毎秒３、５０１ $\text{m}^3$ が現在でも氾濫することとなるとし（既設６ダムの洪水調節が無いとすると毎秒５、２５０ $\text{m}^3$ ）、このことは、国土交通省では、現在でも昭和２２年当時と同等の大量の氾濫が発生することを想定していることになり、上記の国土交通省自身の説明に反しているので、原告らは、本申立てにより、「利根川水系利根川浸水想定区域図」の八斗島基準地点における洪水ピーク流量の毎秒１万６、７５０ $\text{m}^3$ の検証を行うことにより、上記計算による利根川上流域での毎秒３、５０１ $\text{m}^3$ の氾濫を、利根川の現況の断面や洪水調節施設で流出計算を行って弾劾し、国土交通省の想定しているカスリーン台風時の利根川上流域での毎秒約５、０００ $\text{m}^3$ の氾濫量が過大であって、昭和２２年洪水の再来計算による八斗島基準地点における基本高水のピーク流量は、毎秒２万２、０００ $\text{m}^3$ にはなり得ないことを立証する、というものである。

しかし、河川整備における基本高水のピーク流量は、洪水防御の目標とする規模の流量であり、利根川では、八斗島基準地点で昭和２２年のカスリーン台

風規模の毎秒2万2,000m<sup>3</sup>としているが、これは、上流にダムがないという条件下で八斗島基準地点に押し寄せる水の最大流量のことである。実際には、河道整備が八斗島基準地点の計画高水流量（基本高水のピーク流量から洪水調節施設での洪水調節流量を差し引いた量）毎秒1万6,500m<sup>3</sup>を目標に進められているが、ダム等の洪水調節施設の整備が目標に達していない現時点では、利根川上流域の河道整備が進んだとしても、八斗島基準地点の計画高水流量毎秒1万6,500m<sup>3</sup>を超える洪水は溢れてしまうのは当然であり、「利根川水系利根川浸水想定区域図」における上流域の氾濫の想定と何ら矛盾はない。「利根川水系利根川浸水想定区域図」のシミュレーションの条件は、カスリーン台風が再来した場合、現在の河道の整備状況、既設ダム等の洪水調節施設の状況等を踏まえ、実際に発生する洪水流量を想定し、破堤・氾濫した場合に拡がる浸水範囲と浸水の深さを示すものである（乙157号証の2 ⑭記者発表資料〔3頁〕参照）。利根川では、今後、ダム等の洪水調節施設の整備により洪水のピーク流量を減らし、カスリーン台風が再来しても計画高水流量以下に抑えていくこととしているものであるから、現時点の整備状況をもとに、計画高水流量を超える洪水の氾濫量を議論しても何ら意味はないのである。

このように、実質的な観点からみても、本件文書送付嘱託の必要性はない。

5 ところで、国土交通省関東地方整備局では、原告らの第9準備書面にあるように、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく開示請求に対し申立書記載の資料は存在しないとの不開示決定通知（甲B40号証）を行っており、存在しないとの決定を受けた文書の送付嘱託を申し立てること自体意味のないことである。

また、国土交通省関東地方整備局は、仮に送付の嘱託があっても、存在しない旨回答するとのことである。

したがって、本申立ては、仮に採用されても、実質的に無意味である。

6 以上のことから、原告らの申立は却下されるべきものである。

以上